

技術士第一次試験 適性科目演習問題 2026

APEC-semi

次の 15 問すべてについて解答せよ。

Ⅱ－1 技術士法第 4 章に関する次の記述の，[] に入る語句として，最も適切なものはどれか。

《技術士法第 4 章技術士等の義務》

(信用失墜行為の禁止)

第 44 条 技術士又は技術士補は，技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ，又は技術士及び技術士補全体の [ア] となるような行為をしてはならない。

(技術士等の秘密保持 [イ])

第 45 条 技術士又は技術士補は，正当の理由がなく，その業務に関して知り得た秘密を漏らし，又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなった後においても，同様とする。

(技術士等の [ウ] 確保の [エ])

第 45 条の 2 技術士又は技術士補は，その業務を行うに当たっては，[オ]，環境の保全その他の [ウ] を害することのないよう努めなければならない。

(技術士の名称表示の場合の [イ])

第 46 条 技術士は，その業務に関して技術士の名称を表示するときは，その登録を受けた [カ] を明示してするものとし，登録を受けていない [カ] を表示してはならない。

(技術士補の業務の制限等)

第 47 条 技術士補は，第 2 条第 1 項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか，技術士補の名称を表示して当該業務を行ってはならない。

2 前条の規定は，技術士補がその補助する技術士の業務に関してする技術士補の名称の表示について準用する。

(技術士の [キ] 向上の [エ])

第 47 条の 2 技術士は，常に，その業務に関して有する [ク] の水準を向上させ，その他その [キ] の向上を図るよう努めなければならない。

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
① 不名誉	義務	安全	責務	公共の安全	技術部門	能力	知識及び技能
② 信用失墜	責務	公益	義務	公衆の安全	技術部門	資質	業務遂行能力
③ 不名誉	義務	公益	責務	公共の安全	技術部門	資質	知識及び技能
④ 不名誉	責務	公益	義務	公衆の安全	専門部門	資質	業務遂行能力
⑤ 信用失墜	義務	安全	責務	公共の安全	専門部門	能力	知識及び技能

Ⅱ-2 第7期科学技術・イノベーション基本計画に関する次の記述の〔 〕に入る語句として最も適切なものはどれか。

第7期科学技術・イノベーション基本計画は、我が国の科学技術・イノベーション政策の基本方針を示すものであり、2026年度から〔 ア 〕年度までを計画期間としている。

目指すべき未来社会として、次のように定義されている。

- ・科学技術・イノベーションの強力な推進により、AI や量子といった新たな技術領域における成果創出が進展し、持続的な経済成長が確保され、このような経済の持続的成長が、更なる科学技術・イノベーションを生み出す好循環を作り出し、それにより様々な社会課題解決への道筋が提示されるとともに、国家安全保障が確保されている「豊かで安全・安心な社会」。
- ・こうした科学技術の力により、経済的な豊かさだけではなく、質的な豊かさや多様さ、さらには心身の健康を実現し、国民一人ひとりが生きがいを持って社会参加を続けることができ、誰もが心身ともに「豊かで」「活力があり」「希望にあふれた」人生を送ることができる、一人ひとりの多様な〔 イ 〕にチャレンジし、実現できる社会。

本計画では、科学技術を〔 ウ 〕の源泉とする国の実現を目指し、政策の柱として、知の基盤としての〔 エ 〕，技術領域の戦略的重点化，科学技術と国家安全保障との有機的連携，産学官を結節する〔 オ 〕の高度化および戦略的科学技術外交の推進などが掲げられている。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	2030	well-being	国力	科学の再興	イノベーション・エコシステム
②	2030	welfare	経済成長	研究力強化	産学官連携拠点
③	2031	well-being	経済成長	科学の復興	研究開発拠点
④	2030	welfare	国力	研究力強化	イノベーション基盤
⑤	2031	well-being	国力	科学の再興	イノベーション・エコシステム

II-3 ISO 26000（組織の社会的責任に関するガイダンス）において、社会的責任の7つの原則に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ① 「説明責任」とは、組織の決定および活動が、社会、経済、および環境に対して与える影響について、組織が回答する責任を負うことである。
- ② 「透明性」とは、組織の決定および活動のうち、社会に影響を与えるものについて、その方針や実施状況を明確かつ正確に開示することである。
- ③ 「法の支配の尊重」とは、組織が所在する国の国内法を遵守するとともに、組織が定めた内部規定を国際行動規範よりも優先して適用することである。
- ④ 「倫理的な行動」とは、正直、公平、および誠実という価値観に基づいた行動であり、人間、動物、および環境への配慮を含んでいる。
- ⑤ 「国際行動規範の尊重」とは、各国の国内法が社会や環境の保護を十分に保障していない場合でも、最低限、国際的な行動基準を遵守するよう努めることである。

II-4 我が国ではAI開発・提供・利用にあたって必要な取組についての基本的な考え方を示す「AI事業者ガイドライン」が2024年4月に公表されている。当ガイドラインの「共通の指針」に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ① 「人間中心」の観点から、AIの利用においては人間の尊厳および個人の自律を尊重することが求められ、AIによる意思決定が人間の判断や行動に影響を与える場合には、その影響の在り方について慎重に検討する必要がある。
- ② 「透明性」の観点から、AIを用いた意思決定が個人の権利や利益に影響を及ぼす場合には、AIの利用の事実や判断の仕組みについて、ステークホルダーに対して可能な範囲で説明を行い、理解を求めることが望ましい。
- ③ 「プライバシー保護」の観点から、AIの開発・運用においては、個人情報や個人関連情報の適切な管理を行うとともに、匿名加工情報や統計情報を利用する場合であっても、再識別リスクやデータ結合によるプライバシー侵害の可能性に配慮することが求められる。
- ④ 「セキュリティ確保」の観点から、AIシステムに対するサイバー攻撃や不正アクセスのリスクを低減するための技術的対策を講じることが求められている。しかし、AIモデルの不正利用のリスクについてはセキュリティ対策の対象とはならない。
- ⑤ 「アカウンタビリティ」の観点から、AIの開発・提供・利用に関与する主体は、AIシステムの設計や運用に関する責任の所在を明確にし、必要に応じて関連情報を文書化するなど説明責任を果たす体制を整備することが望ましい。

Ⅱ-5 ものづくりに携わる技術者にとって知的財産権を理解することは重要である。知的財産権及び産業財産権に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ①知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを「産業財産権」という。
- ②産業財産権は、いずれも特許庁への出願及び設定の登録を経ることによって権利が発生する。
- ③著作権は、著作物の創作と同時に発生する権利であり、文化庁等への登録は権利発生の要件ではない。
- ④不正競争防止法によって保護される営業秘密は、産業財産権の一つに数えられる。
- ⑤知的財産権は、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの「営業上の標識についての権利」とに大別される。

Ⅱ-6 「日本技術士会 DEI 推進宣言」(2025 年)を発表し、DEI すなわち多様性 (Diversity), 公平性 (Equity) 及び包摂性 (Inclusion) の推進により、すべての技術士が活躍し、社会課題の解決やウェルビーイング (Well-being) の向上に貢献することを宣言している。DEI 及び関連する概念に関する次の (ア) ～ (オ) の記述について、正しいものは○, 誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- (ア)「ダイバーシティ (Diversity)」とは、性別、年齢、国籍、人種、障害の有無といった目に見える属性に限られるものであり、価値観や職務経歴等の目に見えない属性は含まれない。
- (イ)「公平性 (Equity)」と「平等 (Equality)」は同義であり、すべての人に同じ機会・同じ資源を一律に提供することを意味する。
- (ウ)「包摂性 (Inclusion)」とは、多様な人材が組織に受け入れられ、個性や特性が尊重された上で、意思決定への参画など組織の活動に意味ある形で関与できる状態をいう。
- (エ) DEI 推進においては、多様性が確保されただけでは十分ではなく、公平性と包摂性が両輪としてあわせて推進される必要がある。
- (オ)「アンコンシャス・バイアス (無意識の偏見)」は、誰もが持ちうるものであり、DEI 推進上の阻害要因の一つとされている。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	○	×	×
②	○	×	×	○	○
③	×	○	○	×	○
④	×	×	○	○	○
⑤	×	○	×	○	×

Ⅱ-7 製造物責任法（PL 法）は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。製造物責任法に関する次の（ア）～（オ）の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- （ア）製造物責任法は平成 6 年に制定された法律である。同法に特段の定めがない事項、例えば過失相殺や共同不法行為に関する規律については、民法の規定が補充的に適用される。
- （イ）製造物責任法による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から 3 年間（ただし人の生命又は身体を侵害した場合の損害賠償請求権は 5 年間）、又は製造業者等が当該製造物を引き渡した時から 10 年間行使しないときは、時効によって消滅する。なお身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、10 年の期間はその損害が生じた時から起算される。
- （ウ）製造物の「欠陥」には、設計上の欠陥及び製造上の欠陥に加え、表示・警告の不備による「指示・警告上の欠陥」が含まれる。製造業者等は、通常予見される誤使用についても適切な指示・警告を行う必要があるが、通常予見されない使用形態に起因する事故については責任を負わない。
- （エ）製造物責任法における「製造業者等」には、業として製造物を製造、加工又は輸入した者のみが含まれる。製造物にブランド名や商号を表示する制度として「表示製造業者」を明示する仕組みは存在するが、これは公正取引上の表示義務にとどまり、製造物責任法上の責任主体とはならない。
- （オ）製造業者等が、製造物を引き渡した時点における科学又は技術に関する知見によっては当該製造物に欠陥があることを認識することができなかったことを立証した場合、損害賠償責任を免れることができる。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	○	○	○
②	○	○	○	×	○
③	○	×	○	×	○
④	×	○	×	○	×
⑤	○	○	×	○	○

Ⅱ-8 公益通報者保護法は、労働者等が公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、どこへ、どのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にしたものである。2022 年（令和 4 年）6 月に改正法が施行され、事業者の体制整備義務等が新たに規定された。公益通報者保護法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 公益通報者保護法の目的は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等を定めること等により公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することにある。
- ② 公益通報の主体は「労働者」、「労働者であった者」及び「役員」であり、「労働者」には正社員のほか、派遣労働者、アルバイト、パートタイマー、公務員等が含まれる。「労働者であった者」については、当該通報の日前 3 年以内に労働者であった者が本法の保護の対象となる。
- ③ 公益通報の通報先としては、「事業者内部」、「権限を有する行政機関」、「その他の事業者外部（報道機関や消費者団体等）」の 3 つが定められており、通報先に応じて、本法律に基づく保護を受けるための要件（保護要件）が異なる。
- ④ 2022 年（令和 4 年）6 月に施行された改正法により、常時使用する労働者の数が 300 人を超える事業者は、内部公益通報に適切に対応するために必要な体制（公益通報対応業務従事者の指定、内部公益通報受付窓口の設置、是正措置等）の整備が義務付けられ、300 人以下の事業者は努力義務とされた。
- ⑤ 事業者は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、公益通報者に対して賠償を請求することはできない。

Ⅱ－9 技術者にとって安全確保は重要な使命の一つである。国際安全規格ガイド「ISO/IEC Guide 51 (JIS Z 8051)」では、「安全」とは絶対安全を意味するものではなく、「リスク」（危害の発生確率及びその危害の度合いの組合せ）という数量概念を用いて、「許容不可能なリスクがないこと」をもって「安全」と規定している。リスクアセスメント及び「ALARP」に関する次の（ア）～（オ）の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として最も適切な組合せはどれか。

- （ア）リスクアセスメントは、事故の未然防止のための科学的・体系的手法である。リスクアセスメントを実施することによってリスクは軽減されるが、すべてのリスクが解消できるわけではない。許容可能と評価された最終的な「残留リスク」については、その妥当性を確認し、その内容については文書化する必要がある。
- （イ）設計段階のリスク低減方策は「スリーステップメソッド」と呼ばれる。これは「ステップ1：本質的安全設計」「ステップ2：ガード及び保護装置（安全防護策及び付加防護方策）」「ステップ3：最終使用者のための使用上の情報（警告、取扱説明書等）」の順に優先的に取り組むものであり、ステップ1の本質的安全設計はリスク低減のプロセスにおける最初で、かつ最も重要なプロセスである。
- （ウ）「ALARP」とは「As Low As Reasonably Practicable」の略であり、「合理的に実行可能な限り低くする」という原則である。「ALARP」が適用されるリスク水準領域においては、当該リスクは合理的に実行可能な限り低減するか、又は合理的に実行可能な最低の水準まで低減することが要求される。
- （エ）「ALARP」の適用に当たっては、当該リスクについてリスク軽減を更に行うことが実際的に不可能な場合、又はリスク軽減費用が製品原価として当初計画した事業予算に収まらない場合にだけ、そのリスクは許容可能となる。
- （オ）どこまでのリスクを許容するかは、安全に関する科学的・技術的判断によって普遍的に定まるものであり、時代や社会情勢によって変化するものではない。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	○	×	×
②	○	○	×	○	×
③	○	×	○	×	○
④	×	○	○	×	×
⑤	○	○	○	○	×

Ⅱ-10「事業継続ガイドラインーあらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応ー（令和3年4月）内閣府」に記載されている事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）に関する次の（ア）～（エ）の記述について誤っているものの数はどれか。

- （ア）事業継続計画（BCP）とは、企業が緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段などを取り決めておく計画である。
- （イ）BCPで想定する発生事象（インシデント）は、地震・水害等の自然災害のみならず、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化等も対象に含めて検討する必要がある。
- （ウ）事業継続のためには重要業務の継続に必要な経営資源の確保が不可欠であるが、災害時には自社の中核事業の早期復旧を最優先する必要があるため、地域社会の救援・復旧活動への関与は事業復旧後に行うことが望ましい。
- （エ）BCMの取組は緊急時の対応力向上のみならず、平常時においても自社の弱点把握や業務プロセスの見直しによる業務効率化、取引先からの信頼獲得、投資家からの評価向上等の効果が期待できる。

①0 ②1 ③2 ④3 ⑤4

Ⅱ-11 情報通信技術が発達した社会においては、企業や組織が適切な情報セキュリティ対策をとることは当然の責務である。情報セキュリティマネジメントとは、組織が情報を適切に管理し、機密を守るための包括的枠組みを示すもので、情報資産を扱う際の基本方針やそれに基づいた具体的な計画などトータルなリスクマネジメント体系を示すものである。情報セキュリティに関する次の（ア）～（オ）の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- （ア）情報セキュリティの3要素である機密性、完全性、可用性は、JIS Q 27000 において定義されており、組織が保護すべき情報資産についてこれら3要素をバランスよく維持することが求められている。
- （イ）情報の機密性とは、情報資産が完全な状態で保存され、その内容が正確であり、情報が破壊・改ざん又は消去されていない状態を確保することである。
- （ウ）JIS Q 27000 では、機密性、完全性、可用性に加えて、真正性、責任追跡性、否認防止、信頼性といった特性を維持することも、情報セキュリティに含めることができるとされている。
- （エ）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証規格はJIS Q 27001 であり、組織が導入した情報機器やソフトウェアのセキュリティ性能を第三者機関が証明する制度である。
- （オ）情報セキュリティ対策においては、リスクの低減、リスクの保有（受容）、リスクの回避、リスクの移転（共有）といったリスク対応の選択肢を、リスクの大きさや対策コストに応じて適切に組み合わせて選択することが重要である。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	×	○	×	○
②	○	○	×	○	×
③	×	×	○	○	○
④	○	×	×	○	○
⑤	○	○	○	×	×

Ⅱ-12 我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っている。我が国においては、この安全保障の観点に立った貿易管理の取組を、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき実施している。安全保障貿易管理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① リスト規制とは、武器並びに大量破壊兵器及び通常兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを法令等でリスト化して、そのリストに該当する貨物や技術を輸出や提供する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度である。
- ② キャッチオール規制とは、リスト規制に該当しない貨物や技術であっても、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度であるが、米国・英国・ドイツ・フランス等の輸出管理体制が整備された国（グループ A、旧ホワイト国）向けの輸出はキャッチオール規制の対象外とされている。
- ③ 外国為替及び外国貿易法（外為法）における「技術」とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいい、技術データ又は技術支援の形態で提供される。技術データには設計図、説明書、ソフトウェア等が含まれる。
- ④ 居住者から非居住者に対する技術の提供は、技術提供の場が日本国内であっても、外国為替令別表に該当する技術であれば経済産業大臣の許可が必要であり、これを「みなし輸出」という。
- ⑤ 国際特許の出願をするために外国の特許事務所に特許出願内容の技術情報を提供する場合は、その技術情報の内容や軍事用途への転用可能性にかかわらず、すべての技術情報について経済産業大臣の許可申請が必要である。

Ⅱ-13 「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」を将来にわたって適切に発揮させるため、国土交通省では2014年（平成26年）の初動から累次の改定を経て、現在は「第2期国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」が策定された。2023年（令和5年）5月には、予防保全への本格転換や地域インフラ群再生戦略マネジメントを掲げた「インフラメンテナンス戦略」が策定され、これに基づき行動計画の更なる充実が図られている。この行動計画において、メンテナンスサイクルの核として示されている「具体的な7つの取組」のうち、次の選択肢の中で含まれないものはどれか。

- ① 情報基盤の整備と活用
- ② 新技術の開発・導入
- ③ 予算管理
- ④ 技術継承の取組
- ⑤ 体制の構築

Ⅱ-14 技術士法および文部科学省の「技術士補の指導及び技術士の継続研鑽に関する指針」、並びに公益社団法人日本技術士会の「技術士 CPD ガイドライン」に照らし、技術士の継続研鑽（CPD）に関する次の記述（ア）～（オ）のうち、誤っているものの数はどれか。

- （ア） 技術士法第47条の2では、技術士はその業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、資質の向上を図るよう努めなければならないと規定されている。
- （イ） 技術士 CPD は、専門的知識・技能の維持向上のみならず、技術者倫理、マネジメント能力、コミュニケーション能力などのジェネリック・コンピテンシーの向上も目的としている。
- （ウ） 技術士 CPD の対象となる活動には、講習会・講演会への参加、論文発表や執筆、実務を通じた能力向上、自己学習、委員会活動や講師などの社会貢献活動が含まれる。
- （エ） 技術提供を行うコンサルティング企業に勤務し、日常の業務として自身の技術分野に相当する業務を遂行しているのであれば、それ自体が CPD の要件をすべて満たしている。
- （オ） 日本技術士会の CPD ガイドラインでは、CPD の活動量の目安として年間 50 時間程度の継続研鑽を行うことが推奨されている。

- ①0 ②1 ③2 ④3 ⑤4

Ⅱ-15 技術者にとって労働者の安全衛生を確保し、適切な労働条件のもとで業務を遂行することは重要な使命の一つである。労働安全衛生法および労働基準法に関する次の(ア)～(オ)の記述について、誤っているものの数はどれか。

- (ア) 労働者の権利を保護し、生存を保障するための法規を労働法と総称するが、そのうちでも最も根幹となる「労働基準法」「労働組合法」「労働関係調整法」を労働三法と呼ぶ。
- (イ) 36 協定とは、労働基準法第 36 条の規定に基づき、非常災害および公務による臨時の必要がある場合を除き、労使協定により労働時間を延長し、又は休日に作業させることを可とするための協定であるが、行政官庁に届け出ることにより有効となる。
- (ウ) 「管理監督者」の立場にある労働者は、労働基準法で定める労働時間、休憩、休日の規定が適用されないことから、「管理監督者」として取り扱うことで、深夜労働や有給休暇の適用も一律に除外することができる。
- (エ) 2019 年以降に順次施行された改正労働基準法における「時間外労働の上限規制」では、労働時間の上限について、使用者の指示により緩和することが可能となる制度が導入された。
- (オ) 安全の 4S 活動は、職場の安全と労働者の健康を守り、そして生産性の向上を目指す活動として、整理 (Seiri)、整頓 (Seiton)、清掃 (Seisou)、しつけ (Shitsuke) がある。

① 1 ② 2 ③ 3 ④ 4 ⑤ 5